

# 第1回千葉市景観総合審議会

## 会 議 録

日 時：平成23年7月4日（月）午後3時00分～午後4時32分  
場 所：財団法人千葉市国際交流協会 会議室

## 第1回千葉市景観総合審議会会議録

- 1 日 時： 平成23年7月4日（月）午後3時00分～午後4時32分
- 2 場 所： 財団法人千葉市国際交流協会 会議室
- 3 出席者： （委員）  
北原委員、栗生委員、田口委員、八木委員、山崎委員、  
大内委員、小川委員、中野委員、宮下委員、山本委員、  
小林委員、植草委員、日野委員  
（事務局）  
徳永副市長、鈴木都市局長、増田都市部長、  
小林都市計画課長、須藤都市景観デザイン室長、  
伊藤都市景観デザイン室副主査、瀧本都市景観デザイン室主任技師、  
林都市景観デザイン室技師、石川（都市景観デザイン室）  
日色まちづくり推進課主幹、山中まちづくり推進課主査、  
末田まちづくり推進課主任技師、前橋都市景観デザイン室主査

### 4 議 題

1. 開 会
2. 主催者挨拶
3. 会長の選出
4. 会長挨拶
5. 副会長の指名
6. 会議録署名人の指名
7. 部会の設置について
8. 議事
  - 1) 景観法に基づく届出の運用について（報告）
  - 2) 景観形成推進地区指定への取り組みについて（報告）
  - 3) 千葉市屋外広告物条例の課題について（報告）
9. その他
10. 閉 会

### 5 会議経過

前橋都市景観デザイン室主査： 定刻になりましたので、ただいまより第1回千葉市景

観総合審議会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます都市計画課の前橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員は、15名中13名でございます。過半数に達しておりますので、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項により本審議会は成立しております。

千葉市景観総合審議会運営要領では、審議会は公開を原則としております。公開会議とさせていただくことについてご了承いただきたいと思います。

それでは、開催に当たりまして、千葉市副市長徳永よりごあいさつを申し上げます。

徳永副市長： 千葉市の副市長の徳永でございます。開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変暑い中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろより本市の景観行政を初め、各般に当たりご支援、ご協力いただいていることを厚くお礼を申し上げます。

さて、当審議会は従来から関係なさっておられた先生方も多いと思いますが、以前の都市景観審議会と屋外広告物審議会を統合して、昨年12月に設置させていただきました。今回、委員の皆様を委嘱する手続を経て本日、第1回目を開催する運びとなりました。皆様のこれまでの、以前の審議会でのご審議をいただきまして、景観計画を千葉市のほうでも昨年12月に策定いたしましたところでございます。

ことしの8月1日から届出が新しい制度に移行するという状況になりますし、景観形成推進地区を定めたいということで、今、地元、調整中でございます。

景観計画、法律に基づく取り組み以外に、今後一層景観の形成を推進するためには、学校や社会などへの景観教育など、市民の景観意識を高めるといふ取り組みをしていく必要があろうかと思っております。こうした中、今年度良好な景観形成に寄与している建築物や屋外広告物、地域活動などを表彰することとしました。これにつきましても、本審議会のお力を得て取り組みをきちんとやっていきたいと思っております。

本日は第1期の委員の皆様による第1回目の開催になりますが、本審議会におかれましては、これらの景観に係る市のさまざまな取り組みにつきまして、いろいろとご意見をいただきまして、より充実した取り組みになるようにご審議いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

前橋都市景観デザイン室主査： さて、今回ご出席いただいております委員の皆様方、ただいまの副市長の言葉にありましたように、第1期の委員の皆様方でございます。この場をかりてご紹介させていただきます。なお、紹介順と座席に

つきましては、お手元の委員名簿の順番となっておりますのでご了承ください。なお、委員名簿の役職につきましては、平成23年5月1日の委嘱時におきます役職でございます。変更が生じた委員におかれましては、後日、事務局までご一報いただきたいと思います。

それでは、ご紹介いたします。千葉大学工学部教授、北原理雄委員でございます。

千葉大学工学部教授、栗生明委員でございます。

多摩美術大学美術学部教授、田口敦子委員でございます。

工学院大学建築学部教授、野澤康委員でございますが、本日欠席でございます。

NPO法人景観デザイン支援機構事務局長、八木健一委員でございます。

日本大学理工学部助教、山崎誠子委員でございます。

財団法人日本色彩研究所主任研究員、大内啓子委員でございます。本日はおくれておいでになるとのお話をいただいております。

千葉大学法科大学院教授、鈴木庸夫委員でございます。本日欠席でございます。

千葉商工会議所常務理事、小川隆委員でございます。

千葉県屋外広告美術協同組合常務理事、中野聖子委員でございます。

社団法人千葉県建築士事務所協会副会長、宮下登久子委員でございます。

NPO法人まちづくり千葉理事長、山本俊子委員でございます。

千葉県警察千葉市警察部総務課長、小林秀樹委員でございます。

公募による市民委員、植草昭教委員でございます。

同じく、公募による市民委員、日野勝吾委員でございます。

以上15名の皆様でございます。

引き続き、事務局の紹介をさせていただきます。

千葉市副市長、徳永幸久です。

千葉市都市局長、鈴木達也です。

千葉市都市部長、増田由一です。

都市部都市計画課長、小林孝幸です。

都市計画課都市景観デザイン室長、須藤明夫です。

都市景観デザイン室副主査、伊藤泰明です。

都市景観デザイン室主任技師、瀧本英樹です。

都市景観デザイン室技師、林真理子です。

都市景観デザイン室、石川美和です。

まちづくり推進課主幹、日色敏夫です。

まちづくり推進課主査、山中俊幸です。

まちづくり推進課主任技師、末田史朗です。

まちづくり推進課は本日の議事3に関して、本日出席しております。

最後に、私、都市景観デザイン室主査、前橋文男です。

以上、よろしく願いいたします。

さて、本日は景観総合審議会第1期の委嘱後、初めての開催でございます。まず、会長の選出をお願いいたします。

千葉市景観総合審議会設置条例第4条第2項により、会長は委員の互選によって定めることとなっております。また、同条例の第5条第1項により、会長が議長を務めることとされております。そこで事務局といたしまして、会長が決まるまでの間、増田都市部長が仮議長となり進めたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

前橋都市景観デザイン室主査： よろしいですか。ありがとうございます。

では、増田都市部長、議長席のほうをお願いいたします。

増田都市部長： それではご賛同いただきましたので、会長さんが決まるまで、その間、僭越ですが、仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、会長の選出に入りたいと思います。ご異議がなければ、指名推薦の方法によって選出したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

増田都市部長： 異議なしということで、それでは指名推薦の方法により会長の選出ということにさせていただきます。

どなたか、ご推薦をいただけないでしょうか。中野委員。

中野委員： 過去の2つの審議会両方に通じていらっしゃる北原委員をお願いしてはどうかと思うのですけれども。

増田都市部長： ただいま、中野委員のから、以前にあった2つの審議会、よく内容を知っておられるということで、北原委員を推薦する旨のご発言がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

増田都市部長： それでは、当審議会の会長を北原委員をお願いすることに決定いたします。それでは、北原会長に席をかわりますので、あとはよろしく願いいたします。

前橋都市景観デザイン室主査： それでは、北原会長、議長席に移動していただきまして、ごあいさつをお願いいたします。

北原会長： ご指名をいただきました北原です。

景観総合審議会ということで、これまで都市景観と屋外広告物という、あ

る意味では2つの柱で、街の景観についてさまざまな取り組みをしてきたところですが、非常に密接に関連しているのに審議の場が別々であるということで、十分な審議ができないことを危惧しておりましたが、今回、総合審議会ということで一体化したことを大変うれしく思っております。ただ、その分、多分皆さんの審議する内容は複雑になってきたと思います。また、事務局も大変になったのかなという気がします。

そういう意味では、皆さんと一緒に身を引き締めて、本当の意味での総合的な景観の推進に取り組んでいきたいと思っておりますので、大変力足らずではありますが、よろしくお力添えのほどをお願いいたします。

前橋都市景観デザイン室主査： ありがとうございます。

次に、副会長でございます。千葉市景観総合審議会設置条例第4条第3項により、会長が委員のうちから指名すると規定されております。北原会長からご指名をお願いいたします。

北原会長： それでは、これまでも都市景観審議会のほうでは副会長をお願いして、いろいろお力添えをいただいていた栗生委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

栗生委員： はい。

北原会長： どうもありがとうございます。それでは栗生委員に副会長をお願いいたします。

前橋都市景観デザイン室主査： 続きまして、ここで本日の資料を確認させていただきたいと思っております。事前にお送りしております資料につきまして、本日、お持ちいただくようお願いしてございます。お持ちでない場合は、事務局のほうで用意してございます。お申しつけください。

それでは、こちらの資料をお開きいただきますと、1枚目から次第、委員名簿、席次表の3枚がございます。

続きまして、議事1「景観法に基づく届出の運用について」でございます。議事2「景観形成推進地区指定への取り組みについて」でございます。議事3「千葉市屋外広告物条例の課題について」でございます。

また、本日テーブルにあらかじめお配りしております資料が6種類ございます。1つ目はA4縦見開きのパンフレットでございます。「千葉市景観計画概要版」でございます。2つ目はA4縦1枚、タイトルが「景観チェックリスト」でございます。3つ目はA4縦冊子、「千葉市屋外広告物条例のしおり」でございます。4つ目は千葉市優秀都市景観・建築文化賞実施要綱、5つ目は同要領、6つ目が優秀建築賞表彰作品集でございます。

以上が本日の資料でございます。不足がございましたら、お声をかけていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、北原会長より千葉市景観総合審議会運営要領第5条第2項に基づきます、本日の会議録署名人の指名、及び、千葉市景観総合審議会設置条例第7条の規定に基づきます「表彰選考部会」を組織する委員の指名をお願いいたします。この部会は、すぐれた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物及びその他の工作物などを表彰する（仮称）「千葉市優秀都市景観・建築文化賞」を選考する組織でございます。

では、北原会長、よろしく願いいたします。

北原会長： それでは、まず会議録署名人ですけれども、会議録は会長と会長が指名する委員、合計2名が署名することになっていますので、公平性を期すため、副会長を除いた輪番制としてお願いしたいと思います。名簿順でいきますと、今回は田口委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

田口委員： はい。

北原会長： どうもありがとうございます。

では、今回の会事録署名人は田口委員を指名します。

続いて、表彰選考部会ですが、事務局のほうで何かお考えをお持ちでしょうか。お願いします。

須藤都市景観デザイン室長： それでは、（仮称）千葉市優秀都市景観・建築文化賞実施要綱並びに実施要領の概要を説明いたします。お手元に配付してごさいます資料、仮称でございますが、千葉市優秀都市景観・建築文化賞実施要綱並びに実施要領をごらんください。

昨年作成いたしました景観計画に伴い、魅力ある景観形成と都市文化の向上に対する市民意識の高揚を図るため、普及啓発の一環としまして表彰制度の活用を検討してまいりました。表彰制度を実施するに当たり、平成21年度まで実施してまいりました千葉市優秀建築賞と趣旨が重なる部分がありますことから、平成23年度から景観条例にあります表彰に包括的に含めた形で都市計画課都市景観デザイン室が所管しまして、事業を実施することになりました。このような背景から、実施要綱、要領を作成しましたので、これから説明したいと思います。

まず、実施要綱でございます。仮の名称でございますが、賞の名称を千葉市優秀都市景観・建築文化賞、略称といたしまして都市文化賞としています。

第1条では目的として、すぐれた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物及びその他の工作物等を表彰することによりまして、地域の特性を生かした魅力ある景観形成と都市文化の向上に対する市民意識の高揚を図り、もって魅力あるまちづくりに資すると記述しております。

第3条では表彰部門などですが、4つほどございます。1つとしては景観部門、2つ目として建築部門、3つ目としましてまちを彩る小道具たち部門、

これにはストリートファニチャーとか、照明、看板等を選考の対象としてご  
ざいます。それから、もう1つとしましては、まちづくり部門賞ということ  
での4部門がございます。

第4条では、その表彰部門についての表彰対象を記述しております。

第5条では、都市文化賞表彰選考部会の設置を記述しております。審査及  
び選考方法を定め、選考結果を市長に報告するというふうに記載しておりま  
す。

第6条では組織。委員は学識経験者のうちから千葉市景観総合審議会会長  
が指名することとなっております。

第7条では賞の決定、第8条では表彰ということで、年度内に表彰式を検  
討しております。

次に、要領では実施につきまして必要な事項である応募などについて定め  
ております。選考部会は個人情報、それから賞の選定の公平性などを考慮い  
たしまして、非公開としております。

以上が、要綱、要領の概略でございます。

事業を実施するに当たりまして、要綱第6条の組織などで、選考部会の委  
員は学識経験者のうちから会長が指名することとなっております。表彰選考  
部会の委員の指名を会長からお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

北原会長： 事務局からご説明をいただきましたが、表彰選考部会は学識経験者からお  
選びするという事になっております。建築、グラフィックス、ランドスケ  
ープなどのデザインを専門とする委員の皆様で構成していただきたいと思ひま  
す。栗生委員、田口委員、野澤委員、八木委員、山崎委員、大内委員の6名  
でいかがでしょうか。お引き受けいただけますか。

各委員： はい。

北原会長： それでは、6名の委員で表彰選考部会を構成いたします。よろしくお願ひ  
いたします。また、本日欠席の野澤委員に関しては、事務局から連絡をして  
了解をいただいでください。

前橋都市景観デザイン室主査： わかりました。

この審議会閉会后、平成23年度の第1回表彰選考部会を引き続き開催いた  
します。なお、先ほど事務局説明にありましたが、審査対象が特定の個人・  
法人を識別することができる、また表彰対象を審議するに当たりまして率直  
な意見交換が必要となることから、千葉市優秀都市景観・建築文化賞実施要  
領により、選考部会は非公開としております。その旨ご了承をお願いしたい  
と思ひます。

ここで、所用により徳永副市長は退席させていただきます。



徳永副市長： 失礼します。よろしくお願ひいたします。

前橋都市景観デザイン室主査： では、北原会長、引き続き進行をお願ひいたします。

北原会長： 議事に入りたいと思いますが、その前に、先ほどの千葉市優秀都市景観・建築文化賞というのが、いかにも長い。もうちょっとシンプルにならないかということでご検討いただければと思います。

それでは、議事に入ります。

なお、傍聴の方はお配りした傍聴要領をお守りいただき、審議会の秩序維持にご協力をお願ひいたします。

初めに、議事1の「景観法に基づく届出の運用について」、事務局から説明をお願ひします。説明は議事ごとに行ったん切って、質問をその後で受けるという形でいきたいと思います。

それでは、よろしくお願ひします。

須藤都市景観デザイン室長： それでは、議事1「景観法に基づく届出の運用について」、ご説明させていただきます。前のスライドを指し棒で指しますので、見ていただきたいと思います。

議事1では、景観法の制定を背景としました千葉市景観計画策定及び千葉市都市景観条例改正、施行に伴う新たな届出制度への移行についてご報告したいと思います。

まず、本市における景観形成の取り組みについてご説明いたします。

本市の景観形成の取り組みは昭和54年の千葉市都市美構想策定から始まり、都心部におけるプロムナード整備などの事業を推進してまいりました。

平成8年には、市、市民及び事業者の協力による都市景観形成を理念とする千葉市都市景観条例を制定し、平成9年には、千葉市都市景観デザイン基本計画を策定いたしました。また、都市景観の形成に先導的な役割を果たすための公共施設景観デザインガイドラインの策定、重点的に都市景観の形成を推進する必要があると認める地区を都市景観デザイン推進地区として指定するなど、景観形成へ取り組んでまいりました。

このような取り組みを行ってきた中で、平成16年に景観に関する総合的な法律であります景観法が制定されました。条例では、千葉市独自に都市の景観の形成を誘導しておりましたが、景観法は法律として景観のあるべき基本理念や責務を定め、都市部だけでなく農村部も対象とし、景観形成の策定など、具体的な規制や支援措置などについて定めております。

本市は、景観法に基づく景観施策を展開するため、平成22年12月21日に千葉市景観計画を策定するとともに、千葉市都市景観条例を改正いたしました。この景観計画では千葉市全域を景観計画区域とすることにより、景観法に基づく届出が適用されます。そして、千葉市都市景観条例により届出対象行為

の規模などを規定しております。この届出制度を平成23年8月1日より施行いたします。

以上が景観計画の取り組みについてです。

届出に関する基本的な考え方を説明いたします。千葉市全域を対象とし、一定規模の建築などの行為を届出対象といたしまして、景観形成のテーマである「うみ」「まち」「さと」などの景観ゾーンごとの景観形成基準に基づき誘導いたします。また、特定の地区ごとにルールを定めて景観誘導が行われるように、景観形成推進地区を指定できるよう制度化してまいります。景観形成推進地区につきましては議事2でご説明いたします。

スライドは、市全域における届出対象行為の種類と規模をイラストで示してまいります。建築物の新築などにおいては市街化区域、市街化調整区域の区域区分に応じて規模を設定してまいります。市街化区域では、高さ20メートルを超えるもの、また延べ面積5,000平米を超えるものとしてまいります。住宅系の建物でありますと、大体7階建て以上を想定しております。市街化調整区域では、高さ10メートルを超えるもの、または延べ面積1,000平米を超えるもの。工作物の新築などにおいては高さ20メートルを超えるもの。開発行為においては面積1万平米を超えるものを景観法に基づく届出の対象としてまいります。

平成8年に制定した千葉市都市景観条例、いわゆる自主条例においても、届出制度を運用しておりましたが、景観法に基づく届出とすることにより、次のような効果が期待されます。

まず、自主条例では、届出が景観誘導の基準に適合しない場合は助言・指導が限度でございましたが、勧告や変更命令が可能となります。また、届出をしないものや変更命令に従わないものなどについては、景観法に基づく罰則が適用されます。さらに、景観計画に定められた行為制限により、届出対象の基準を引き下げたため、届出対象は建築物の新築などの例で想定しますと、おおむね2.5倍の届出件数となります。このように法的な枠組みを活用しまして、自主条例より積極的な景観誘導を行うことが期待できます。

届出の手続の流れはスライドのようになります。届出対象行為に該当する場合は計画の初期段階で事前相談を受け、配慮すべき景観形成基準を設計に反映してもらうよう協議いたします。その上で、景観法に基づく届出により適合審査を行います。適合と認められてから行為着手となります。適合しない場合には右側のラインのように協議を行い、是正するために勧告・変更命令を行うことも想定しております。

ここでは、事前相談などで協議、指導する配慮指針などについて説明いたします。スライドの表は景観形成基準の構成及びフローを示しております。

これらの届出対象行為に対し、どのような誘導を行うかが景観形成基準となります。景観形成基準は、「うみ」「まち」「さと」のゾーン別配慮指針と、建築物などの行為別基準により構成されてございます。まず、届出対象が景観ゾーンのどこで行うのかにより、届出場所に該当する配慮指針を踏まえた上で、何を行うのかの行為別基準により誘導を行っていきます。ゾーン別配慮指針は各ゾーンの方針へ配慮事項を記述してございます。また、行為別基準は建築物、工作物、開発行為の各行為の種類ごとの景観形成の基準を記述してございます。

景観ゾーンの区分を図で示すと、スライドのようになります。まず、国道14号・357号から海側の市街化区域を「うみ」の景観ゾーン、国道14号・357号から陸側の市街化区域を「まち」の景観ゾーン、市街化調整区域を「さと」の景観ゾーン、千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心を都心景観ゾーン、国道などの沿道地域を幹線道路沿道景観ゾーン、主要河川周辺地域を河川周辺景観ゾーンと設定しております。

景観ゾーンの方針は「うみ」「まち」「さと」の各方針がありますが、スライドは「うみ」の景観ゾーンの方針についてイラストを交えて示しております。海や空の広がりを感じさせることを重視した景観の形成を図ります。1例としましては、空の広がりを阻害しない高さや形態への配慮がございました。なお、スライドの下側にあります参考色は各ゾーンで定めており、外壁などの基調となる色彩、素材は、社会の秩序ある景観形成を先導するよう落ち着いたものとしております。

以上が、届出をする上で配慮していただく事項の概要でございます。

ここからは、届出がされたときの具体的な景観誘導についてご説明いたします。

千葉市都市景観条例及び千葉市都市景観規則により、届出に際して提出していただく図書は、スライドでお示ししている位置図や写真などを添付していただくこととなります。建築物などの外観や街並みの調和を中心に適合審査を行うため、色彩を施した各面の立面図や、対象物と周辺状況を示した完成予想図が特に重要となっております。また、景観形成基準を一方的に遵守するという視点だけでなく、届出者がみずから景観配慮への姿勢を確認し、景観への意識を高めてもらうよう、景観チェックリストの作成を組み込んでございます。

スライドでお示ししました景観チェックリストはお手元に配付してありますので、参考にごらんいただきたいと思います。景観チェックリストは、先ほどスライドでお示した景観形成基準に対応する形で、配慮したポイントを項目ごとに自己評価するようにつくられております。図面と景観チェック

リストを見比べながら届出内容を審査していくこととなります。

届出運用のイメージですが、審査をするに当たり、配慮する、工夫をするなどの定性的な基準に対しては客観的な視点が必要になるため、景観に大きな影響を与える場合や判断が困難などの事例に対しましては、景観総合審議会へ意見聴取を行うことを想定してございます。そして、景観アドバイザー制度を活用し、個々の届出に対しては助言をいただきながら審査を行っていきたいと考えております。

昨年12月21日、景観計画を施行しておりますが、届出規模が変わることの周知期間をとる必要から、8月1日の運用となりました。8月1日の運用に向けての周知状況についてご説明いたします。

新たに始まる届出制度を市政だより、ホームページ、パンフレットを活用して情報発信しております。パンフレットにつきましては、今、お手元に概要版があると思いますが、それを窓口のほうで配布しております。それから、市政情報室、各図書館、関係団体にて配布しております。関係団体は、景観法の届出に関する千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会などへ周知するとともに、各団体ホームページへトピック掲載していただくなどの連携を図っております。また、様式や指導基準を整備しまして、8月1日以降の届出がスムーズに切りかわるよう、準備を進めてまいります。

以上で、議事1「景観法に基づく届出の運用について」の説明を終わります。

北原会長： どうもありがとうございました。

事務局から「景観法に基づく届出の運用について」、ご説明をいただきましたが、ご質問がございましたらお願いします。

八木さん。

八木委員： 非常にわかりやすい説明だったと思います。確認ですけれども、届出運用イメージというのがありますよね。この表の中で景観総合審議会への意見聴取というのは、これは随時ということなんでしょうか。それとも定例化するものなのか、その辺のタイミングを教えてくださいたいのですけれども。

北原会長： よろしくお願いします。

須藤都市景観デザイン室長： 先ほどもご説明したのですが、客観的な視点からの審査が必要になるので、市の審査の中で判断が困難なもの、それからちょっと大きな影響を与えるのではないかとというのが想定されております。そういうものについては随時やっていきたいとは思っておりますが、景観アドバイザーをお願いしている委員さんがおります。そちらにまず、意見を聴取して、なおかつ、これについては皆さんの意見を求めたほうがいいのではないかとというようなお話があれば、審議会を開催して諮っていただければいいのですが、

イメージとしましては、書類的なもので審査していただくようなことを考えています。余りにも重大なものになりますと、審議会を開催して意見を求めていきたいと考えております。

北原会長： よろしいですか。

八木委員： ちょっと私の理解が少し足りないのかもしれない。アドバイザー制度で、そのアドバイザーの方はこの委員会とは別ですよ。ダブっていないですよ。

北原会長： 事務局、お願いします。

須藤都市景観デザイン室長： アドバイザーなのですが、まず、アドバイザー制度について、都市景観の形成に関しまして専門知識、または経験を有する方へ、市長が委嘱しております。現在、都市デザイン、それからランドスケープデザイン、色彩、照明などを専門とする6名の方に委嘱をしております。この中に委嘱されている方もいらっしゃるのですが、それ以外としましては、照明の関係で、今回委員にはなってございませんが、アドバイザーとして近田先生が入っております。

以上でございます。

北原会長： 八木さん、いかがですか。

八木委員： しつこくて申しわけないのですけれども、私もほかでも似たような経験があって心配しているのですけれども、問題がなければ何でもいいのですけれども、審議会に出てきたときに非常に、どうにもならないようなレベルになっちゃってからだ、なかなかつらいのですよね。というのは、調和しているとか、していないというのは、例えば、色彩なんかがある基準に反してはみ出しているだとか、大きさというのはその基準法だとかさまざまなものがあるので、数字的な基準を超えてくるものというのは余りないのですけれども、この用途地域の中で法的にはクリアしているけれども、周辺の景観と著しく合わないというふうですね。ほかで一番私が悩んでいるのは、調和という言葉をどのように取り上げる、とらえるのかというのは常に出てくることなのです。その辺はアドバイザーのほうの認識と審議会とが一致するようにしていないと、なかなかつらい問題が発生しているので、現場の経験から、こころの辺の研究が必要かなというふうに思うことがあります。

北原会長： ということで、通常は窓口での対応で、問題が生じた場合はアドバイザーが関与して助言をして、それでも聞いてくれないでこじれたら審議会ということだけど、こじれてから持ってこられても困るよという感じがあると思うので、アドバイザーの方たちとコミュニケーションをとるような場も今後必要になるかもしれないですね。とりあえず動かしてみましよう。よろしいでしょうか。

ほかに質問、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

長年検討してきてやっとここまで来ました。実際に運用していく中で問題が生じたら、できるだけ早い段階で、手の打ちようがなくなる前に対応ができるように、事務局のほうでご配慮をいただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次に議事2の「景観形成推進地区指定への取り組みについて」、事務局から説明をお願いします。

須藤都市景観デザイン室長： それでは、議事2「景観形成推進地区指定への取り組みについて」、説明いたします。同じようにまた、スライドで進行させていただきたいと思ひます。

まず、「景観形成推進地区とは？」というところがございます。千葉市全域を景観計画区域としている中で、地域の特性を生かし、良好な景観の形成を図る地区や、保全によって先導的な景観形成を図る必要がある地区を景観形成推進地区として位置づけます。

景観形成推進地区に指定されたらどのような効果があるのかというところですが、スライドのイメージのような、住民が主体となった勉強会を開催し、市民や事業者の皆さんとの合意形成を図りながら、その地区におけるきめ細やかな景観形成基準、要は地元のルールをつくり、よりよい景観を形成することができます。

景観形成推進地区の指定の流れをイメージ化しました。景観形成推進地区は、市が良好な景観形成を図るべき地区を抽出し設定する市主導タイプと、市民などの発意によって主体的に取り組んでいく市民等発意タイプを想定してございます。地区の景観の現況や課題の把握、そして景観形成のルールづくりについて、地区の市民などと市が協議を行い、合意形成を図ります。市は景観計画の変更手続を行い、景観形成推進地区の指定を行います。指定された地区は景観形成基準の運用による景観誘導を行い、その地区の特性を生かした景観形成を目指します。

ここでは、本市が行っております現在の取り組み状況を説明していきたいと思ひます。

まず、幕張新都心には、地域の特性を生かし良好な景観形成を図り、かつ保全によって先導的な景観形成を図る必要があることから、業務研究タウンセンター地区とベイタウン地区との2つがございます。また、千葉都心には、地域の特性を生かし良好な景観形成を図る中央公園プロムナード沿道地区がございます。現在、この3つの地区において、景観形成推進地区の指定を目指しまして、千葉市と事業者や住民とが協議、意見交換などを行っております。

ここからは、それぞれの地区の概要、現在の活動状況を説明いたします。  
まず、1つ目に幕張新都心業務研究・タウンセンター地区でございます。  
この地区は、JR京葉線の海浜幕張駅を中心とした地区で、業務研究地区は平成元年に日本コンベンションセンター、現在の幕張メッセが開業したのを皮切りに、国内外の企業が立地するオフィスビル街となっております。約500社の企業が活動し、現在も積極的な企業誘致活動が行われております。  
タウンセンター地区はショッピングビル、映画館、三井アウトレットパーク幕張、イオン幕張などの商業施設やホテル6社が開業しており、遠方からの来訪者や東京ディズニーリゾートや成田国際空港への利用者の滞在場所などとして利用されております。

この地区は、調和のある良好な都市景観の形成を目的といたしまして、千葉県企業庁が昭和62年に「幕張新都心環境デザインマニュアル」を作成しました。またその手法の1つとしまして、昭和63年には千葉市が都市計画法による地区計画を決定して、現在まで良好な景観形成を保持してきてございます。しかしながら、平成24年度末に千葉県企業庁はこの地区からの撤退をする予定となっております。そういう中で、その後どうやってこの街並みを守っていくのかがこの地区の課題となっております。そこで、本市と幕張新都心まちづくり協議会とが連携しまして、平成21年度から現在に至るまで毎月勉強会を開催いたしまして、地区のルール、景観形成基準をつくっております。

こちらが本市と協議会との活動経緯でございます。平成21年度から2年間、毎月勉強会を開催し、まち歩きなども行いました。スライドには地区の事業者との勉強会の様子や、まち歩きの様子を映しております。この勉強会ではまち歩きにより発見した課題や、これからどのようにしてこの街を守っていくかを協議しまして、現在、環境デザインマニュアルの内容を踏まえ、地区計画との整合性を考慮するなど、基準案の検討をしております。平成23年度も勉強会は継続しております、現在は地区基準の素案が完成したところでございます。

こちらが、地区景観形成基準の素案でございます。4つの大項目に分け、その中でそれぞれ項目を定めております。1つ目に敷地利用。この地区は各街区が大規模な敷地で構成されておまして、敷地の利用が景観形成の大きな要因であると考えられております。2つ目に建築形態など。この地区はにぎわいや活力の感じられる街の形成を目指しており、建築物の形態が重要であると考えられます。3つ目に植栽。道路、公園などの公共施設における緑化整備だけでなく、敷地内の緑化を事業者みずからが整備するような基準をつくりたい。4つ目に屋外広告物など。屋外広告物について環境の保全と調

和を図るため、基準をつくります。現在、この基準について事業者の方との合意形成に向けた作業を進めてございます。この素案の内容につきましては、詳細な資料で説明する必要があると考えております。改めまして、総合審議会に意見を求めたいと考えております。

以上が、幕張新都心業務研究・タウンセンター地区の取り組み状況でございます。

2つ目に、こちらが、千葉都心にあります中央公園プロムナード沿道地区でございます。JR千葉駅東口広場と中央公園を結ぶ千葉市のメインストリートである中央公園プロムナードは、本市の都市イメージの形成において大きな役割を担っており、平成12年には街路など公共空間の整備が完了し、潤いと安らぎの快適な歩行空間が創出されております。

本市では、この沿道の土地、建物所有者により構成されました中央公園プロムナード沿道地区都市景観推進協議会を平成11年に、都市景観デザイン市民団体に認定いたしました。また、協議会の方々と協働で将来の沿道景観の形成に関する検討を進め、平成16年には本地区を千葉市都市景観条例に基づく都市景観デザイン推進地区として指定するとともに、地区景観デザイン基準を施行し、中央公園プロムナード沿道地区の魅力ある景観誘導を現在に至るまで行っております。こちらが、景観誘導を行った本地区にある京葉銀行本店の改修事例でございます。1階にはにぎわいをもたらすショーウィンドウを配置し、仕上げを石張りとし、建物の重厚感を一層高めております。また、上部は仕上げを変えて石調の吹きつけ塗材とし、落ち着いた色調としております。このように、事業者が景観を意識しまして、この街の基準に適合されることで、中央公園プロムナード沿道地区の特徴が見出され、よりよい景観形成につながっていきます。

先ほどの景観誘導を今後も続けていくためにも、現在条例で都市景観デザイン推進地区に指定されております中央公園プロムナード沿道地区を、地区におけるよりきめ細かな景観形成を推進するために、事業者などとの合意形成を図りながら、千葉市景観計画の景観形成推進地区に移行していきたいと考えております。既にことし3月に第1回の勉強会を開催いたしまして、沿道地区の皆様へ景観形成施策の転換に関する説明を行いました。また、第2回目を近々実施する予定であり、平成23年度は千葉市と沿道地区の皆様とが協働で、既にある地区のルールを見直していく予定でございます。

以上が、中央公園プロムナード沿道地区の取り組み状況でございます。

最後に、こちらが幕張新都心ベイタウン地区でございます。ベイタウン地区は平成7年に幕張ベイタウンとして街開きされ、平成23年現在では約2万3,600人が住む街となっております。街並みは、1階におしゃれな店舗を持



つ中高層のマンションが立ち並び、平成11年には街として初めてグッドデザイン賞を受賞しており、ヨーロッパスタイルの洗練された街並みが広がっております。街開き当初から、住民のまちづくりへの関心が高く、住民参加で意欲的な取り組みがなされてきております。

この地区は調和のある良好な都市環境の形成と保持を目的とし、千葉県企業庁が平成2年に幕張新都心住宅地区都市デザインガイドラインを策定しました。また、その手法の1つとして、平成2年には千葉市が都市計画法による地区計画を決定しまして、現在まで魅力ある街並み形成を保持してきてございます。しかし、平成24年度末に千葉県企業庁が撤退をする予定となっております。先ほどの業務研究・タウンセンター地区と同様に、その後どうやってこの街並みを守っていくのかがこの地区の課題となっております。

そこで、景観意識の高い住民の方々は平成20年から、月に1度、自治会連合会で作業部会を開催し、この課題に対する検討を重ねております。また、今まで幕張ベイタウン協議会設立準備会として活動していた会が、本年の6月25日に正式に幕張ベイタウン協議会として設立した旨の報告をいただいております。

本地区は街開き以降、まち育てニュースの発行やシンポジウムの開催など、活発なコミュニティ活動などによって、内外からの注目を集めております。現在、幕張ベイタウン協議会は千葉市との情報提供や意見交換などを行い、住民みずからがベイタウンをどのような街にしていこうか、組織のあり方など、景観形成推進地区などの活用によるまちづくりの話し合いが行われております。

以上が、幕張新都心ベイタウン地区の取り組み状況でございます。

最後に、今後の展開について説明いたします。

これまで説明しました3つの地区は、それぞれが作成した景観形成基準について、地元の方々との合意形成を図ります。その後、千葉市は景観形成推進地区の指定として、景観計画の変更手続を行い、これに伴い景観総合審議会へ意見聴取を行います。そして、指定された地区は景観形成基準の運用を実施し、すべての建築などの行為を届出対象とした景観誘導を行うことにより、その地区の景観形成を推進してまいります。本市はこの3つの地区が景観形成推進地区に指定できるよう、引き続き地区の皆さんと協議を進めてまいります。また、地元合意が図れる地区については、進捗に応じまして次回以降の景観総合審議会に意見を求めていきたいと考えております。

以上、議事2の「景観形成推進地区指定への取り組みについて」、説明を終わります。

北原会長： どうもありがとうございます。

「景観形成推進地区指定への取り組みについて」、事務局からご説明をいただきましたが、ご質問がございましたらお願いいたします。

栗生さん、お願いします。

栗生副会長： 今、ご説明いただいたこの3つの事例はそれぞれ、ほとんど、センター地区にしてもベイタウンエリアにしても、計画段階から景観というものを重要視したまちづくりをしている。できた後に住民の発意によって、かなり、一種のタウンマネジメントを進めている先進事例だと思うのですけれども、これを改めて地区指定する意図というのはどの辺にあるのでしょうか。もう既にかなり成果が上がっていると思うのですけれども。

北原会長： 事務局、いかがでしょうか。

須藤都市景観デザイン室長： 業務タウンセンター地区につきましては、環境デザインマニュアルというものがございますが、企業庁が撤退することにより、マニュアルによる誘導ができなくなるということで、今後地区計画のみが指導の基準となるということに地元の皆様が危惧しています。今後、維持管理、保全をする中で、景観法に基づいた形態意匠だとか、そういったものも含めて守っていききたいというところを、当時の企業庁から話がありました。本市がちょうど景観計画を作成している段階で、維持、保全に、景観法に基づく景観形成推進地区、もしくは景観地区が使えるのではないかとということで、話し合いの結果、今、勉強会を継続的に続けているという状況でございます。

栗生副会長： それは企業庁が撤退した後、今までやってきたものがそのまま維持できないのではないかと。つまりそれに対して千葉市なり審議会が後押しするというスタンスですか。

須藤都市景観デザイン室長： そうです。支援するということはいいいのですが、地元発意的な、もしくは市主導的なところで線が難しいところがあるのですが、基本的には今ある誘導基準を何か引き継ぎ、法的なもので引き継いでいきたいというのが趣旨にあります。そしてそれを景観法に基づく、千葉市で考えております景観形成推進地区、もしくは景観法にあります景観地区というようなもので、誘導を今後もさらに図っていききたいという意見を伺っております。

栗生副会長： 千葉市のほうで定めというか、ルールづくりをするのと、それから既に進行している地元住民の方々が考えられているルールとの齟齬というのはないのでしょうか。

北原会長： 事務局、いかがでしょうか。

須藤都市景観デザイン室長： 業務・タウン地区については、景観形成基準をお話しております。その中の敷地利用等の中で、今の環境デザインマニュアルの中に載っているものがございます。地区計画も定めておりますが、その中から今

度は、環境デザインマニュアルから漏れるような項目が出てございます。そういうものを景観形成推進地区の中の地元合意ルールとして取り上げていこうと、そういう細かいところの点検を、今現在しております。できればその基準が地区の景観形成基準という形で、次回以降のこの総合審議会の中に諮って行って、地元ルールはこういうものですよということで詳細を、委員の皆さんから意見を伺いたいというふうに事務局は考えております。今、事例で1カ所しか言っていませんが、細かい内容で、相当時間がかかると思いますので、その辺は資料をまとめてご説明したいと考えております。

以上でございます。

北原会長： よろしいでしょうか。

栗生副会長： 地元ルールを大切に考えるということですよ。

須藤都市景観デザイン室長： はい、そうです。地元の要望があれば、充実したものに改善していくということもありますし、それから、専門家の委員の皆さんから見た意見もその中にどのぐらい反映できるか、まだ私どもも想定の域を脱していないのですが、そういったところで調整しながら、地元ルール、地元での意見を重視して考えていきたいというふうに考えております。

北原会長： よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。きょうは基本的な方向の説明をしていただいたということで、具体的な地元ルールの中身については今後、個別に検討していくということになるのだと思います。地元の住民の皆さん、また企業の皆さんが自分たちでルールをつくって、それを市が景観法を利用しながらサポートしていくという形が、この3地区でモデルがつけるといいなというふうに思っております。

それでは、よろしいでしょうか。

次に、議事3の「千葉市屋外広告物条例の課題について」、事務局から説明をお願いします。

須藤都市景観デザイン室長： それでは、議事3に移ります。議事3では千葉市屋外広告物条例について、今後の課題としまして2事例をご報告いたします。

まず、課題(1)でございます。スライドに出しておりますが、公共施設への商業広告掲載についてです。こちらは本市の社会実験についてご報告いたします。今後の事業のあり方やガイドライン整備などに向けてご意見をいただければと思います。また、課題(2)は屋外広告物の地区制度の導入についてでございます。こちらは景観形成推進地区との連携など、今後の進め方についてご意見をいただきたいと思っております。

まず、前段といたしまして、街における屋外広告物の役割と、千葉市における屋外広告物条例の現状を説明いたします。屋外広告物は人々に情報を伝

えるという役割だけではなく、街のにぎわいや活気をつくり出すという特性を持っております。一方では、無秩序に広告物がはんらんしてしまうと、景観を阻害する要因となるおそれがあります。そのため、屋外広告物は良好な景観を形成するための重要な要素であると考えます。

次に、千葉市における屋外広告物行政の現状をご紹介します。本市では平成3年12月に千葉市屋外広告物条例並びに施行規則を制定し、それらに基づく誘導と規制を行ってまいりました。具体的な内容としましては、スライドに示すように、地域区分による規制や広告物掲出の許可制度・有効期間を設定しております。違反広告物の除却については、行政だけでなく、市民、事業者による屋外広告物適正化推進員の協力を得ながら実施してまいりました。この屋外広告物適正化推進員というのはボランティア活動となっておりまして、22年度末で約170名の方が委任されて活動してございます。また、新たな広告の掲出物件につきましても、都市景観に配慮した内容、デザインへの誘導を目的といたしまして、デザイン指導要綱等を整備し、コントロールしてまいりました。事例としましては、バスや電車などの車両ラッピング広告物、それからバス停留所の上屋添加広告物についてのデザイン指導要綱を作成して誘導してまいりました。

では、ここから、屋外広告物条例の課題について、事例を交えて説明してまいります。

課題（1）では公共施設への商業広告掲載について、ご説明いたします。

スライドに示しますように、昨今の屋外広告物行政を取り巻く環境には変化が起きております。まず、1つ目として、にぎわい・交流創出のための道路占用許可基準の緩和でございます。2つ目としましては、自治体による広告料収入の活用でございます。このような背景により、道路空間も含め公共施設への商業広告掲載の事例が増加すると想定されます。今後、都市景観に配慮した内容・デザインへの誘導も必要になってくることから、公共施設への商業広告掲載のあり方や、ガイドライン整備などについての検討が考えられます。

ここでは、公共施設への商業広告掲載について事例をご紹介します。本市では、今年度から中心市街地案内板整備事業を社会実験として行います。この事業の目的は、中心市街地に設置した案内板により、来訪者に対して適切な情報を提供し、地域での回遊性向上を図るものでございます。案内板は、先ほど説明しました道路占用許可基準の緩和を受け、道路空間に設置します。また、施設の名称、位置の案内に加え、一定の面積内に広告の掲載を行います。

こちらが事業スキームでございます。社会実験は5年を期間といたします。

市は公募型プロポーザルによって事業者を選定、協定を結びます。事業者は案内板の設置、維持管理、案内板に掲載する広告の獲得を行います。広告の獲得による広告収入を案内板の維持管理に充てるほか、一部は市民イベントなど事業の支援を目的とします。これらの全体の事業については、その結果を市民アンケートなどによりまして検証してまいりたいと考えております。

こちらが案内板の整備区域及び位置図でございます。スライド上の水色の線で囲まれた部分が中心市街地の区域でございます。赤色の線で囲まれた部分が今回の事業における整備区域となり、JR千葉駅からJR本千葉駅周辺までの範囲でございます。整備区域のほぼ真ん中に位置する中央公園には情報拠点型案内板を1基設置いたします。また、地図上で黄色と白で番号をつけている交差点付近には、情報分岐点型案内板を24基設置いたします。平成23年から2年間にわたり、区域内に合計25基を設置する計画でございます。

こちらが中央公園に設置する情報拠点型の案内板のイメージでございます。各施設への案内のほか、スライド上の赤い円で囲んだ部分に広告を掲載いたします。

こちらが先ほどの情報拠点型案内板を中央公園に設置したイメージでございます。

こちらが主要な交差点24カ所に設置する情報分岐点型の案内板イメージでございます。左の図において赤い円で囲んだ部分に広告を掲載いたします。

以上が、課題（1）に関する事例報告となります。今回の社会実験を踏まえ、想定される公共施設への商業広告掲載については、関係課とも連携を図りながら検討を行っていく予定でございます。つきましては、委員の皆様から今後の事例において配慮すべき点や、ガイドライン整備に向けたご意見、質問をいただければと思います。

続きまして、課題（2）に移ります。課題（2）では、屋外広告物の地区制度導入についてご説明いたします。本市では平成3年の千葉市屋外広告物条例制定により、条例に基づく規制・誘導を行ってまいりました。今回は昨年12月に策定した千葉市景観計画による景観誘導が加わることにより、よりきめ細かな景観形成のルールづくりが求められます。このような現状の中、これまでの屋外広告物の規制区分に加え、新たな地区制度の導入についての検討が考えられます。

こちらが現状の千葉市屋外広告物条例による地域区分でございます。市域を第1種から第3種の3つの地域に区分して、許可の基準を定めております。緑色の第1種地域は、すぐれた環境を維持すべき地域で、公園、緑地、道路、駅前広場が該当します。第1種の代表的なものとしましては、千葉駅前広場、県立幕張海浜公園、市稲毛海浜公園などの区域が該当いたします。青色の第

2種地域は良好な住環境を維持すべき地域で、都市計画法における第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域が該当いたします。残りのピンク色の第3種地域は、第1種、第2種地域以外のその他の地域が対象となります。

景観計画では、千葉市全域を景観計画区域としています。議事（1）及び議事（2）でも説明いたしましたが、千葉市景観計画の策定によりまして、地区のルールとして景観形成推進地区を指定できるよう制度化いたしました。これらの地区では、住民の合意により地区ごとのルールを定め、景観誘導を行うことができます。このように、地区ごとのルールを定め、景観誘導を行うに当たっては、屋外広告物のあり方が大変重要となってまいります。写真は、幕張新都心の住宅地区とタウンセンター地区における屋外広告物の事例でございます。これらは屋外広告物条例による誘導に加え、地区独自のガイドラインによる誘導を行ってきた成果であり、調和のとれた景観がつくられております。

このように景観形成推進地区指定への取り組みとの連携、地区の景観形成基準に屋外広告物のルールを位置づける場合の具体的な規制・誘導の手段としまして、現在の3つの区域区分に加え、新たな地区制度の導入を研究していく必要があると考えております。また、課題（2）の地区制度の導入に当たっては、屋外広告物条例の改正を含めまして、さまざまな角度から検討することが必要であると考えておりますことから、今後も千葉市総合景観審議会の委員の皆様からご意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上で、議事（3）に関する説明を終わります。

北原会長： どうもありがとうございます。

「千葉市屋外広告物条例の課題について」、事務局から説明をしていただきましたが、ご質問がありましたらお願いします。

八木さん。

八木委員： 今回、屋外広告物も景観の審議会と一緒にってきたというのはとても前進していると思うのですね、景観にとっては。過去にもいろいろお話があって、屋外広告物というのはややもすると非常に阻害要因としてとらえられる傾向が多かったのですね。広告業者の方々はまじめにそれを考えておられると思うのですけれども、なかなか悩ましい問題が引き続きあると思うのですけれども、幾つかある中の1つ、前にもちょっとお話したのですけれども、屋外広告物の対象にならないのではないかという、窓の中の広告がありますよね、ガラスの内側。渋谷なんかでも最近、電光掲示板方式のものが出てきていますけれども、そういうものをどう扱うのかという、それが1つあるの

ですね。

それから、ちょっと次元の違う話がまざっちゃいますが、まとめて言いますと、今の説明の中で第1種、第2種、第3種という地域区分があるのですけれども、この説明がちょっと何か不明解というか、再考の必要があると思うのです。というのは、第1種地域というのはすぐれたという言葉が使われましたね。すぐれた景観を形成する。第2種が良好な住環境と。第3種はそれ以外というふうになるのですけれども、この区分そのものはいいのですけれども、その説明ですね。第3種というのは一般的な区域だろうと。第2種、第1種になるに従ってやや厳しくといたしますか、質のレベルアップしていくようなことなのだろうと思うのですね。なので、この言葉の表現というのをもうちょっと考える必要があるのではないかなと。つまり、すぐれた景観と良好な住環境というのはどう違うのかというような、微妙なところがあるので、もう少しわかりやすい表現がいいかなと、それが2つ目ですね。

それから、もう一個は、ちょっと順序がばらばらになって申しわけないのですけれども、屋外広告物の扱いになるのかなと思っているのは、バナー広告とか、捨て看板というやつですよ、よくある。あれをどう扱うのか。

意外に固定的な、結構お金のかかっている屋外広告物は比較的しっかりつくられているのが多いのですけれども、のぼり旗みたいなやつとか、俗に言う捨て看板というやつですよ。ああいったものは、小さいけれども、たくさん出てくると非常に景観阻害要因になっている。街中もそうですし、意外なことに郊外の部分で、郊外地区といいますか、道路沿いに並んでいたりするような、ああいったものも考えていかなきゃいけないのかなと思いました。

北原会長： 事務局からコメントはありますか。

須藤都市景観デザイン室長： まず、窓内の広告については私どもだけではなくて、他都市でもいろいろと意見が出されております。これについても、千葉市でどうするというのも1つあるのですが、他都市の状況も見ながら検討項目の1つとして、今後とらえていきたいと思っております。

それから、第1種、第3種の言葉の表現ですが、確かに過去に屋外広告物条例の中に定義されておるのですが、その辺あいまいなところというか、もうちょっと考えてもいいのかなと思いますので、この辺についても言葉の表現をもうちょっとわかりやすいような形に、今後また、委員の皆さんの意見を聞きながら検討していく材料としていきたいと思っております。

それから、バナー広告、立て看板の扱いの話なのですが、基本的に全然性格の違うものなのですが、立て看板については規制の対象になっておりまして、ほとんどうちは認めていないということが実情なものですから、難しいところはあるのですが、これは扱いを皆さんに説明をして今後どういうふ

うにしていくかというのをまた意見を求めていきたいと思っております。バナー広告は、直接まだ協議の対象としていないのですが、取り扱いを今後どうしていくかというところは検討していく材料だと考えております。

以上でございます。

北原会長： よろしいでしょうか。

八木委員： 説明はわかりましたけれども、今のバナーといっているのですか、のぼりみたいな建物に、デパートなんかよくありますね。ぶら下がるね。これが実は、問題になったというかよくある話なのですけれども、歓迎何々だとか、意外に公共施設にやるのですよ。オリンピック誘致だとか、例えばそういった、公共がああいうことをやっているのと、私、個人的には思うことはいっぱいあるので、この辺は今、議論する問題じゃないのかもしれませんが、そういったことも率先して、余り恥ずかしいことにならないようにしてもらいたいと思うのですね。

それから、熊野古道が世界遺産になりましたでしょう。そうしたら、あっちこっちに歓迎何々というのを、写真撮ると写っているのですよ、僕ら気がつかないでいっぱいね。あんなのとんでもない話だなと。そういう恥ずかしいことのないようにしてほしいというのを1つだけ伝えたいと思います。

北原会長： 注文というか、ご意見ということで。

アドバイザーは屋外広告物に関してもこれからはアドバイスをしていくのですか。

須藤都市景観デザイン室長： 今までは、屋外広告物のアドバイザーについては、特にお願いをしていなかった部分があるのですが、今後の連携も含めてご意見をいただいていくような形をとりたいと思っております。

北原会長： ぜひお願いします。せっかく総合審議会になったものですから、屋外広告物についてもアドバイザーのご意見を聞きながら、特に公共が出す広告物って意外と、善意は感じられますが、デザイン性が低いものが多いので、そこら辺は十分に助言をいただいてほしいなと思います。例えば、この案内板整備事業も、これもプロポーザルで出てくるということですが、このプロポーザルの選考の過程等でやはりアドバイザーの意見を十分に生かしていただければと思います。

お願いします。

日色まちづくり推進課主幹： まちづくり推進課、日色です。

今、委員長が言ったとおり、拠点型の案内板、及び、先ほど説明いたしました分岐点型の案内板と広告等については、プロポーザルの内容に現在なっております。したがって、一義的にはまず、プロポーザルを見させていただくというのが私どもの役目だと思っておりますが、その中で専門家の意見があ



るここについてはまた検討してまいりたいと思います。8月の上旬ごろですが、意見のプレゼンがありますので、その結果をもって専門家の意見を聞く必要があれば聞きたいと思います。

以上です。

北原会長： 田口さん、お願いします。

田口委員： 今の効果の社会実験、かなり時間をかけて、5年間ということですので、ちょっとここでお答えいただけるかどうかわからないのですが、伺いたいことがあるのです。この、公共サインに入れていく広告の種類は何なのでしょう。今、とりあえず案としてデザインがされていると思うのですが、問題は社会実験ということでは、例えば事業者の選定ということになると、この事業者という対象が何であるのか。事業者ということなので、例えば店舗の広告なのかと思ったりするのですが、これは全然わかりません。広告っていろんな種類がありますので、まず、ここにどんな広告を載せるのかをあらかじめ考えておかないといけない。中に市民イベント等事業と書いてあるのですが、こういったイベントを載せるようなデザインにはなっていないのです。この辺がこれから大変に重要な検討事項だと思います。

私としては、この市民イベントといいますか、この近辺の催し物という、あのサインを置かれた場所、近辺の催し物と違って載せるのは大変に賛成なのですが、まだちょっとデザイン上はそういう案になっていないのです。どうも個別の店舗の紹介だけに終わりそうなので、この辺、社会実験の、広告情報の区分というのをちょっと考えていただきたいと思います。

北原会長： お願いします。

日色まちづくり推進課主幹： 私どもが企画していますのは、まず、広告の種類なのですが、千葉市では公共施設、例えば市役所の中に実際に広告をもう提示しております。その中で、この千葉市の広告の掲載要綱とまた掲載基準というものを定めてございまして、その中には広告を打てる業種等を細々決められております。それをもって私ども、公共施設の中に広告をつけるわけですから、それを念頭に置いて広告を集めるということになると思います。

それと、今回の事業者ということの定義なのですが、先ほど説明したとおり、広告を集める、つくる、そして掲示するというものを市のかわりに行ってもらい、市と協働して行う人を事業者と呼んでおります。ですので、広告の主ではございません。広告主は別にいるということですね。

それと、市民イベントを入れるかどうかという、掲示については、先ほどスキームでは市民イベントという言葉を使いましたが、今のところ市民イベントがそこにありますよと掲示をするスペースというのは考えてございませ

ん。先ほど言ったように、商店の広告であったりするわけです。

お店の広告主はどこの範囲で選ぶのかについては、先ほど説明いたしましたが、中心市街地の活性化事業にこの広告収入を充てるという考え方、スキームを持っておりますので、この中心市街地にお店があるところを載せたいと思っております。

以上です。

北原会長： よろしいでしょうか。

田口委員： 多分、これから、始まってからいろいろ問題が明らかになってくると思いますけれども、俗に言うエリアマネジメント広告という考え方で導入されるというふうに思いますので、大変積極的なお考えで、私は賛成です。ただ、普通エリアマネジメント広告というのをこういう形で導入するときには、やっぱりデザイン上の審査というものが伴うのですけれども、この辺の自主審査という問題も今後考えていきませんと、広告を集めて載せるだけというのは大変、景観上は危険があると思います。自主審査の対象をどうつくられるのかも今後、ぜひご検討ください。

日色まちづくり推進課主幹： 今後、この事業の中で、5年間の中で検討してまいります。

北原会長： よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

社会実験ということで、いろいろ試行錯誤をする、ある意味では余地があるということなのか、いいものに5年間かけてブラッシュアップしていくという必要があると思います。田口さんがご心配されていたように、やっぱりきちんとした審査がないと、ラッピング広告は最初、それなりにセンスのいいものが出ていましたが、今はちょっと目も当てられない状況となっているので、やっぱりきちんとしたチェック機能を持たせて、景観の質を向上させるような広告物が街の中にふえていくように努力していただきたいと思います。

ほかにご質問がないようでしたら、議事3の報告について終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

以上で、議事はすべて終わりました。そのほかに何かありますか。

須藤都市景観デザイン室長： その他の事項といたしまして、表彰選考部会についてお知らせしたいと思います。

先ほどの部会の設置においてご説明しましたが、この審議会終了後、平成23年度第1回表彰選考部会を引き続き開催したいと思いますので、お疲れのところ大変申しわけありませんが、先ほど会長から指名されました部会の委員の皆様におかれましては、次の表彰選考部会に出席していただきたいと思

います。よろしく願いいたします。

北原会長： それでは、表彰選考部会のメンバーの皆さん、お疲れのところを恐縮ですが、よろしく願いいたします。

このほかに、その他としてございませんか。事務局は特にありませんか。

須藤都市景観デザイン室長： 特にございません。

北原会長： 委員の皆さんからは何かありませんか。よろしいですか。

それでは、これもちまして、本日の景観総合審議会を終了いたします。

貴重なご意見をたくさんいただき、どうもありがとうございました。

それでは、司会のほうに進行をお返しいたします。

前橋都市景観デザイン室主査： 北原会長、委員の皆様方、大変お疲れさまでございました。それでは審議会は閉会といたします。

傍聴者の方々から退席をお願いいたします。審議会の資料はこちらにお戻しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。あと、会議録は後日、千葉市のホームページ等から閲覧することが可能でございます。

－ 以上 －

午後4時32分 閉会

上記会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会議録署名人

会 長

委 員

問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市計画課  
都市景観デザイン室  
TEL 043-245-5307  
FAX 043-245-5627  
E-mail keikaku.URU@city.chiba.lg.jp